

# 東京都消費者教育アクションプログラム(平成29年度版)の概要

資料5

- 東京都消費者教育推進計画の都が実施する具体的な取組を掲載
- プログラムの内容は、東京都消費者教育推進協議会の意見を踏まえ、毎年度見直し
- 「連携する団体等の数」「平成28年4月以降新たに連携する団体の数」「消費者教育推進地域協議会等を設置している区市町村数」については、推進計画の最終年度である平成29年度の到達目標を設定し進捗状況を確認(表1)

(表1)【平成29年度の到達目標】

到達目標内容	到達目標数 (平成29年度)	実績 (平成29年3月末現在)
連携する団体等の数	180団体	187団体
平成28年4月以降に新たに連携する団体の数	20団体	66団体 (事業者・事業者団体45、 消費者団体2、大学17、その他2)
消費者教育推進地域協議会又はそれに類する連携のための組織を設置している区市町村の数	10区市町村	5区市町村 (千代田区・新宿区・ 江東区・葛飾区・八王子市)

(表2)【具体的な取組例】

世代・テーマ等	都が実施する具体的な取組		掲載 ページ
3 若者の消費者被害の防止	○若者向けに悪質商法の手口をわかりやすく紹介する効果的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者が集まる場(専門学校等の教育機関、企業社員研修等)で若者を狙う悪質商法の手口や断る方法をわかりやすく紹介することにより、効果的な啓発を実施</li> <li>・インターネットやデジタルサイネージを活用し、動画等による啓発を実施</li> </ul>	7
4 高齢者の消費者被害の防止	○高齢者向けに悪質商法の手口等をわかりやすく紹介する効果的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が集まる場(介護施設、町内会、老人会、公衆浴場等)で、高齢者を狙う悪質商法の手口や断る方法をわかりやすく紹介することにより、効果的な啓発を実施</li> <li>・防犯協会等が行う高齢者向け防犯教室等との連携による啓発を実施</li> <li>・商品やサービスを届ける事業者と連携して、各家庭を訪問し、悪質商法被害に関する注意喚起情報(リーフレット)を、声かけをしながら手渡しする注意喚起を実施</li> </ul>	9
5 子供の安全の確保	○子供の事故防止に向けた情報発信・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会科見学や家族連れが多く訪れる東京消防庁防災館で、商品やサービスに関する危害・危険について講演を実施するとともに、模型・パネル等の展示を実施</li> <li>・東京都消費生活総合センターを活用するほか、子育て中の親が多く集まるイベントや区市町村が開催する消費生活展等と連携し、家の中に潜む危険や子供服の危険について、ビジュアル的に再現する模型・パネル等の展示を実施</li> <li>・安全に配慮した商品見本市「セーフティグッズフェア」を開催し、安全・安心なデザインの商品を展示、販売するほか、セミナー等を実施するとともに、展示された商品や機能をホームページ「東京くらしWEB」上で紹介</li> </ul>	10